

八丈町農業委員会

第11回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和8年3月25日(水)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和8年3月25日（水） 9：00～11：00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

会長	14	菊池 寛	委員	6	磯崎 典雄
会長職務代理者	13	浅沼 實	〃	7	菊池 勝男
委員	1	浅沼 博之（欠席）	〃	8	菊池 みゆき
〃	2	加藤 純生	〃	9	金田 可奈利
〃	3	磯崎 正	〃	10	金田 秀彦
〃	4	伊勢崎 武二	〃	11	沖山 至
〃	5	奥山 利平	〃	12	青木 保憲

4.農業委員欠席：1名 農業委員1番 浅沼 博之 委員

5.農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 家司	委員	5	菊池 有梨沙
〃	2	磯崎 光宏（欠席）	〃	6	奥山 光洋
〃	3	村口 知功	〃	7	浅沼 幸友
〃	4	浅沼 美和子			

6.農地利用最適化推進委員欠席：1名 推進委員2番 磯崎 光弘 委員

7.会議録署名委員の指名： 9番 金田 可奈利委員、12番 青木 保憲委員

8.議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について（利用権設定）

9.出席事務局職員：事務局長 大澤 知史、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 篠崎 京平、奥山 万羅
事務局 小宮山 優、西濱 智洋、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷
八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 遠藤 佳成
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

会長 それでは時間となりましたので第11回総会を開催いたします。本日、推進委員2番 磯崎光弘さん、農業委員1番 浅沼 博之さんから欠席の旨連絡がありました。本日の会議録署名委員ですが、9番金田 可奈利さん・12番青木 保憲さんお願いします。

会長 次に会長活動報告をいたします。
<会長活動報告>

会長 次に事務局長活動報告になります。事務局お願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法3条の規定による許可申請についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和8年3月25日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛
番号1

- ① 農地の所在 大字●●●●番、登記 田・現況 畑、農振区分 農振内、面積 221㎡
- ② 農地の所在 大字●●●●番、登記 田・現況 畑、農振区分 農振内、面積 708㎡
- ③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 田・現況 畑、農振区分 農振内、面積 344㎡

3筆合計 1,273㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

申請事由は、譲渡人は自身の経営作物の技術継承を目的とし、譲受人の経営基盤を構築するため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 サカキ

番号 2

農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 1,048 m²

権利種別 3 条有償移転

譲渡人 ●●●●

申請事由は、譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 ロベレニー
続いて場所の説明に移ります。資料 2 ページをご覧ください。

番号 1 農地は、八丈島農業協同組合本店より集荷場方面へ道なりに約 530m 進んだ左側の場所になり、手前から①農地、②農地、③農地になります。

3 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 4 ページをご覧ください。

番号 2 農地は、末吉駐在所より都道八丈循環線を登龍峠方面へ約 30m 進み右折、約 220m 進み右折、そこから道なりに約 30m 進んだ場所になります。

5 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に許可要件について説明します。

番号 1 農地の●●●●さんについては、研修センターの 9 期生であり、この後報告にもありますが、先日の担い手育成総合支援協議会にて認定新規就農者になりました。農地については、譲渡人である●●●●さんがこれまで利用していた農地であり、既にサカキが植えられておりきれいに管理されています。農地取得後は、●●●●さんに栽培方法を教わりながら引き続きサカキを栽培していくとのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていききたいとのことで問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については他に農地を所有していませんので問題ありません。

番号 2 農地の●●●●さんについては、普段より、自身の所有する農地でロベを栽培しており、農地については、現在、●●●●さんが住んでいる家の目の前に位置しており、きれいに管理されている状態です。農地取得後は、ロベを栽培していく予定とのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていききたいとのことで問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については所有している農地が全て島内でするので問題ありません。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地域の農業委員・推進委員の意見を聞いていきます。

番号①、②、③と分かれておりますが、全部まとめて説明をお願いします。

大賀郷地域 推進委員 6 番 奥山 光洋さんをお願いします。

推委 6 番

はい。真っ平で交通の便も良く、非常に良い場所だと思います。サカキが既に植えられており、前の生産者がキチンと管理している所を引き継ぐという事で、よろしいかと思います。よろし

くお願いします。

議長 続いて、農業委員 8 番 菊池 みゆきさんお願いします。

農委 8 番 はい。綺麗なサカキの圃場を半分に分けて売られるという事で、担い手研修センターの方が●●●●さんに栽培研修を受けながらやっていかれるという事で、大変良い事かと思えます。ご審議お願いいたします。

議長 続いて末吉地域より推進委員 7 番 浅沼 幸友さん説明願います。

推委 7 番 畑は耕運機もかけられ綺麗にしておりました。●●●●さんは普段から良くやっておられるので、問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 続いて、農業委員 12 番青木 保憲さん説明お願いします。

農委 12 番 はい、●●●●さんは昨年の台風直後に離島するという事で、親戚関係にあたる●●●●さんがご自身のご自宅も老朽化しており、今回申請地に隣接する土地・建物を含め譲り受けるという事ですので、問題ないかと思えますので、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？

〈質疑なし〉

本件について、ご異議ございませんか？

〈異議なしの声多数〉

異議なしと認め、本件は許可といたします。

議長 続いて、議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 2 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律 19 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の提出について意見を求める。

令和 8 年 3 月 25 日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号 1

農地の所在 大字●●●●番、登記 山林・現況 畑、農振区分 農振外、面積 1,334 m²

内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ルスカス、期間 10年間、賃借料は無償となります。

番号 2

農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 1,011㎡

内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 サツマイモ、期間 3年間、賃借料は無償となります。

番号 3

農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 4,418㎡

内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 3年間、賃借料は無償となります。

番号 4

農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 591㎡

内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会費

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 サツマイモ、期間 3年間、賃借料は無償となります。

番号 5

① 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 1,627㎡

② 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 2,696㎡

2筆合計 4,323㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 3年間、賃借料は無償となります。

番号 6

農地の所在 大字●●●●番、登記 山林・現況 畑、農振区分 農用内、面積 10,744㎡の

内1,088㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 サツマイモ、期間 3年間、賃借料は無償となります。

番号7

農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 1,132㎡の内528㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 サツマイモ、期間 3年間、賃借料は無償となります。

続いて、場所の説明にうつりたいと思います。資料2ページをご覧ください。

番号1農地は、登山道入口信号交差点より都道神湊八重根港線を空港方面へ約350m進んだ右側の場所になります。3ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください

資料4ページをご覧ください。

番号2農地は、樫立駐在所より都道八丈循環線を逢坂トンネル方面へ約230m進み左折、そこから道なりに約250m進んだ右側の場所になります。

5ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料6ページをご覧ください。

番号3農地は、バス停樫立温泉入口より都道八丈循環線を逢坂トンネル方面へ約260m進み左折、そこから道なりに約40m進んだ左側の場所になります。

7ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料8ページをご覧ください。

番号4農地は、バス停樫立温泉入口より都道八丈循環線を逢坂トンネル方面へ約560m進んだ右側の場所になります。

9ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料10ページをご覧ください。

番号5①農地は、バス停三原中前より都道八丈循環線を樫立出張所方面へ約50m進み左折、そこから道なりに約370m進んだ左側の場所になります。

11ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料12ページをご覧ください。

番号5②農地は、バス停三原中前より都道八丈循環線を中之郷出張所方面へ約90m進み左折、約230m進み左折、約10m進み左折、約170m進み左折、そこから道なりに約100m進んだ左側の場所になります。13ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料14ページをご覧ください。

番号6農地は、バス停三原中前より都道八丈循環線を中之郷出張所方面へ約90m進み左折、約230m進み左折、約40m進み左折、そこから道なりに約210m進んだ左側の場所になります。

15ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料16ページをご覧ください。

番号7農地は、中之郷出張所より都道八丈循環線を末吉地区方面へ約210m進み左折、約40m進み左折、そこから道なりに約40m進んだ左側の場所です。

17ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に確認事項ですが、番号1の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、担い手研修センターの9期生であり、先日の担い手育成総合支援協議会で認定新規就農者として認められました。農地については、パイプハウスが建っており、昨年の台風で被害を受けましたが、東京都の新規就農者初期投資支援事業を活用し、修繕を行いルスカスの栽培をしていく予定とのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況については、管理する農地全て島内ですので、問題ありません。

番号2～7の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、元々タクシーを経営しておりましたが、経営を辞め農業に従事し始め、現在は草刈機や管理機、トラクターなど農機具を取得し農業に従事しております。農地については、サツマイモを栽培する予定の番号2、4、6、7農地は、全て綺麗に整地されており、すぐに植付けすることが出来る状況です。ロベを栽培する予定の番号3、5農地は一部、昨年の台風等により、倒木等がございますが、農地自体は、既にロベが植えられているため、チェーンソーなどで、整備すればすぐに栽培が開始できる状況ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況については管理する農地全て島内ですので、問題ありません。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地域の農業委員、推進委員のご意見を聞きたいと思います。番号で分かれておりますので、番号に沿ってまとめて説明をお願いします。大賀郷地域より推進委員6番 奥山 光洋さんをお願いします。

推委6 はい、400坪の大きな畑にハウスが建っており、中にはルスカスが植わってございました。空いている農地も有効利用してもらえenと思いますし、若い●●●●さんが利用するという事で良い事かと思ひます。よろしくお祈ひします。

議長 続けて、農業委員8番 菊池 みゆきさんをお願いします。

農委8 以前は●●●●さんのお父さんが利用していたという事です。今後は●●●●さんが正式に利用権を設定し、利用していくとの事で、良いことだと思ひますので、よろしくお祈ひします。

議長 続いて、樫立地域ですが、推進委員2番 磯崎 光弘さんは本日欠席の為、農業委員3番 磯崎 正さん説明願ひします。

農委3 はい。番号2はすぐにも作付けできるような、綺麗な農地です。番号3は背丈が2mを超えるロベが3段に作られている状態でした。番号4は都道沿いに面して、綺麗に管理されておりました。●●●●さんはさつま芋の生産を始め、酒造会社への芋の納品含め、非常に頑張っております。ご審議のほどお祈ひいたします。

議長 続いて、中之郷地域より推進委員1番 菊池 家司さん説明願います。

推委1 はい。沢になっており、ロベは大変綺麗な場所です。まだ下刈りなどはされておりませんが、手入れをすれば充分収穫できると思います。よろしく願います。

議長 続いて、農業委員10番 金田 秀彦さん説明願います。

農委10 はい。事務局からも説明がありましたが、番号5については中々アクセスしにくい所ではありますが、自前で道等つけれるよう準備を進めている所です。意欲的に行っていただけるとの事なので、特に問題ないと思います。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？

〈質疑なし〉

採決に入りたいと思います。本件についてご異議ございませんか？

〈異議なしの声多数〉

異議なしと認め、本件について可といたします。